

第52回 東海伝統工芸展 応募要項

令和3年

1. 趣 旨

公益社団法人日本工芸会東海支部（愛知・岐阜・三重・静岡）は、文化財保護法の趣旨にそって、伝統工芸の技法を練磨して精髓を極め、新しい感覚が織なす明日につながる工芸作品を創作することを目的にする。

東海伝統工芸展は、広く一般から工芸作品を公募し将来の伝統工芸を担う人材を育成するとともに、作品研修を目的に開催し、工芸の健全な発展と文化の向上に寄与しようとするものです。

2. 主 催 中日新聞社・(公社)日本工芸会・(公社)日本工芸会東海支部

3. 開催地・会期・会場・後援

開催地	会 期	会 場
愛 知	令和3年 4月20日(火)～4月25日(日)	愛知県美術館ギャラリー 8階 G室

4. 応募資格

(公社)日本工芸会東海支部会員 並びに 愛知・岐阜・三重・静岡の4県に在住・在勤者が制作した作品

5. 出品点数・出品料

ア. 出品点数 1人2点以内、未発表作品に限ります。

イ. 出品料 1点10,000円 2点12,000円

6. 作品の搬入期日・搬入場所及び搬入留意事項

(1) 輸 送 搬 入

ア. 搬入期日 令和3年3月11日(木) 10:00～12:00 (配達日・時間指定で送付してください)

イ. 作品送付先

〒507-0014 岐阜県 多治見市 虎溪山町 4-13-1

とうしん学びの丘“エール”「とうしん美濃陶芸美術館」

東海伝統工芸展係（部会名）

TEL 080-2645-3391

ウ. 特に、陶芸作品は必ず破損のないよう嚴重に梱包をし、外箱には「部会名」を朱書きしてください。（全部会同様）

エ. 出品申込書は、3月1日～3月5日期间内必着で 下記に送付してください。

宛先に「部会名」も明記してください。

〒489-0022 愛知県 瀬戸市 赤津町 78

日本工芸会東海支部 事務局

TEL 0561-85-5335

オ. 出品料及び図録予約金は、同封の「電信払込請求書・電信振替請求書」にて、3月1日～3月5日期间内に送金してください。

カ. 入落に関係なく、輸送用箱は返却しません。

キ. 「作品預かり証」は「図録引換券」と同封して申込者に郵送します。

(2) 持 込 搬 入

ア. 搬入期日 令和3年3月12日(金) 11:00～14:00

イ. 搬入場所 〒507-0014 岐阜県 多治見市 虎溪山町 4-13-1

とうしん学びの丘“エール”「とうしん美濃陶芸美術館」

TEL 080-2645-3391 (別紙地図参照)

ウ. 出品作品・出品申込書・出品料 及び 図録予約金を、持参してください。

東海伝統工芸展規程(抄)

(運営委員会)

第4条 本展を総理するために、東海伝統工芸展運営委員会を置く。

(部会構成)

第6条 本展は、作品の種別によって次の5部会に分ける。

第1部会 陶芸、第2部会 染織、第3部会 漆芸・木竹工、第4部会 人形、

第5部会 金工・諸工芸

(出品作品)

第7条 出品は公募とし、愛知・岐阜・三重・静岡の4県に在住・在勤する会員及び一般作家を対象とする。

2 出品作品は本展の趣旨にそうもので、自己が制作した未発表のものであること。

3 出品申込みは所定の申込書に出品料を添えて申し込むこと。

6 受付作品と引き換えに「預かり証」を交付する。

7 受付作品の保管は、搬出時まで総務委員会がその責を負う。但し、不可抗力によって生じた損害については、その責を負わない。

(審査)

第10条

2 審査は、1次審査（各部会別）と2次審査（総合）の2段階でおこなう。

4 2次審査は、各部会別に全部会審査委員と各部会2次審査委員によって、1次審査に合格した作品並びに規定第8条に基づき審査をして、本展に陳列すべき作品を決定し、かつ、授賞候補作品を選定する。

5 審査については、異議の申し立てをすることはできない。

(授賞)

第11条 出品作品のうち優秀なものに対し、下記の賞を贈る。但し、招待出品者の作品は対象としない。

日本工芸会賞・東海伝統工芸展賞・愛知県知事賞・岐阜県知事賞・愛知県教育委員会賞・

岐阜県教育委員会賞・三重県教育委員会賞・静岡県教育委員会教育長賞・名古屋市長賞・

名古屋市教育委員会賞・中日賞・NHK名古屋放送局長賞・安藤氏賞・東濃信用金庫賞

以上各1点

4 授賞選考については、異議を申し立てることはできない。

(陳列)

第12条 陳列する作品は、本展が定めた審査に合格した入選作品とする。

但し、遺作については、幹事会が出品を委嘱して陳列することができる。

3 陳列の位置配列などについて、異議を申し立てることはできない。

(搬出)

第13条 出品作品の搬出は、指定された期日・場所にて「預かり証」と引き換えに行う。

2 陳列作品は、会期中搬出することができない。

(撮影)

第16条 受理した作品を撮影または模写しようとする者は、出品者の承認及び総務委員長の許可を得なければならない。但し、報道関係者はこの限りでない。

2 主催者は、受理した作品を撮影して図録を刊行することができる。

(規定以外の事項)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総務委員長が定める。